



平成29年11月12日(日)～25日(土)
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
 (11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を一つの機会ととらえ、女性に対する暴力をなくすことについて考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

☆【アダルトビデオへの出演強要】

アダルトビデオに出演するという認識がないままプロダクションと契約した若い女性が、その後アダルトビデオに出演することがわかり、断ろうとしても、「契約だから」「違約金が発生する」「親にばらす」などと脅されて、本人の意に反して出演を強要される問題です。

☆【JKビジネス】

主として「JK」すなわち「女子高生」による男性への親密なサービスを売りにした業務形態。表向きには健全な営業を装っていますが、その裏では、女子高生たちが性的な暴力の被害に遭う問題が発生しています。



平成29年度「女性に対する暴力をなくす運動ポスター」



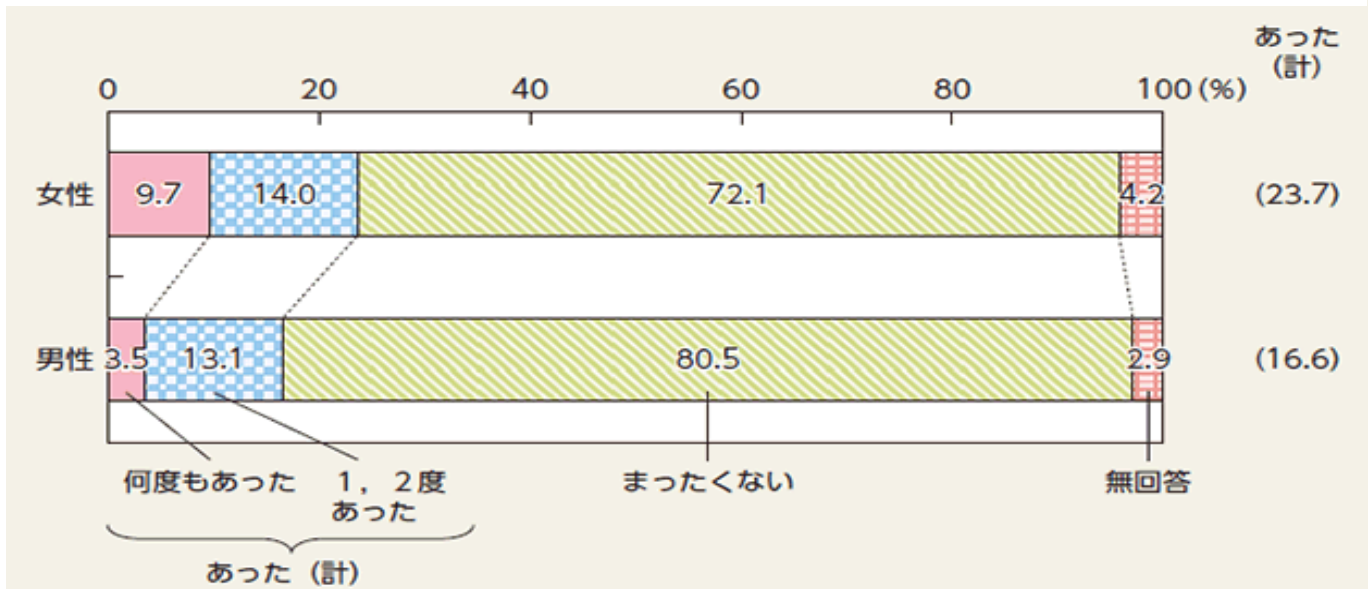
「若年層を対象とした性的な暴力の啓発」内閣府男女共同参画局ホームページ

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html



【配偶者からの暴力についての被害経験】

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 26 年）によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」又は「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性 9.7%、男性 3.5%「1、2度あった」とする者の割合は女性 14.0%、男性 13.1%となっており、1 度でも受けたことがある者の割合は女性 23.7%、男性 16.6%となっています。



【配偶者間における暴力の被害者の多くは女性】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の施行（平成 13 年 10 月）後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けています。

配偶者間における暴力の被害者は、女性である場合が多く、平成 28 年に検挙した配偶者間（内縁を含む。）における殺人、傷害、暴行事件は、6,849 件であり、そのうち 6,280 件（91.7%）は女性が被害者となった事件です。

女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人は 158 件中 87 件（55.1%）と他の罪種に比べて低くなっていますが、傷害は 2,659 件中 2,486 件（93.5%）、暴行は 4032 件中 3,707 件（91.9%）と高い割合になっています。

（男女共同参画白書 平成 29 年版より）

配偶者やパートナーからの暴力



パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まないでまず相談を！！

悩んでいる方も、一人で悩まずに、相談窓口にご相談してください。



- ☆女性 DV 相談（総合福祉センターふれあい） 月～金曜日 8 時 30 分～17 時 0595-63-2517
- ☆女性の人権ホットライン 月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分 0570-070-810
- ☆三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター） 059-231-5600
月・水・金曜日 9 時～17 時 火・木曜日 9 時～20 時
- ☆男性のための相談（名張市男女共同参画センター） 毎月第 2 木曜日 17 時～19 時 0595-63-5336

第 69 回 人権週間記念行事 ふれ愛コンサート

ウクライナの歌姫

ナターシャ・グジーコンサート

～水晶の歌声とバンドゥーラの可憐な響き～



◆ナターシャ・グジー

〈歌手・バンドゥーラ奏者〉

ウクライナ生まれ。6歳のとき、1986年4月26日未明にチェルノブイリ原発で爆発事故が発生し、原発からわずか3.5キロで被爆した。その後、避難生活で各地を転々とし、キエフ市に移住する。ウクライナの民族楽器バンドゥーラの音色に魅せられ、8歳より学ぶ。2000年より日本での本格的な音楽活動を開始。その美しく透明な水晶の歌声と哀愁を帯びたバンドゥーラの可憐な響きは、日本で多くの人々を魅了している。

2005年7月、ウクライナ大統領訪日の際、首相官邸での夕食会に招待され演奏を披露。

2016年7月、これまでの活動が評価され、外務大臣表彰を受ける。

コンサート、ライブ活動に加え、テレビ・ラジオなど多方面で活躍しており、その活動は教科書にも取り上げられている。

《予定曲目》

- ♪旅歌人（コフザーリ） ♪いつも何度でも
- ♪命はいつも生きようとしている
- ♪秋桜（コスモス）ほか

日時：2017年12月10日（日） 13：30～（開場13：00）

ところ：アドバンスコープ ADS ホール

内容：第一部 13：30～ 人権作品の表彰・人権作文の朗読

第二部 14：30～ ナターシャ・グジーコンサート

託児：定員20名 ご希望の方は、12月6日（水）までに

名張市人権センター（TEL63-0018）へお問い合わせください。

対応あり：・手話通訳・要約筆記（第一部のみ）

・磁気誘導ループ

入場無料

☆第2部ナターシャ・グジーコンサートは「人権のまちづくり推進事業」として名張市人権センターが受託しました。

主催：名張市 名張市教育委員会 名張市人権センター

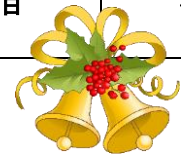
企画立案：名張市人権啓発まちづくり事業推進会議



2017年 12月の相談日程

名張市男女共同参画センター

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
●予約電話 63-5336					女性弁護士 による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00	
					女性のための相談 13:00~16:00	女性のための相談 13:00~16:00
3	4	5	6	7	8	9
	休館日		女性のための相談 9:00~12:00	女性のための相談 9:00~12:00	女性のための相談 9:00~12:00	
10	11	12	13	14	15	16
	休館日	人権相談 10:00~15:00		男性のための相談 17:00~19:00		
				女性のための相談 13:00~16:00	女性のための相談 13:00~16:00	女性のための相談 13:00~16:00
17	18	19	20	21	22	23
	休館日	人権相談 13:30~16:00		メンタルヘルス相談 10:00~12:00		
			女性のための相談 9:00~12:00	女性のための相談 9:00~12:00	女性のための相談 9:00~12:00	
24	25	26	27	28	29	30
	休館日	メンタルヘルス相談 13:00~16:00				
					休館日	休館日
31	☆年末年始休業12/29~1/3					
休館日						



女性のための相談 ※祝日はお休みです。	毎月 第1・第3週 木・金・土曜日	午後1時~4時	予約優先 電話相談可
	毎月 第2・第4週 水・木・金曜日	午前9時~正午	
女性弁護士による 法律相談	毎月 第1 金曜日	午前10時~正午	要予約 面談
		午後1時~3時	
男性のための相談	毎月 第2 木曜日	午後5時~7時	予約優先 電話相談可
メンタルヘルス相談 (男女共)	毎月 第3 木曜日	午前10時~正午	要予約 面談
	毎月 第4 火曜日	午後1時~4時	
人権相談	毎月2回 ※詳しくは、名張市人権センター(☎63-0018)へお問い合わせ下さい。		要予約 面談

「ハイトスピーチ」とは

憎悪(ハイト)をむき出しにした発言。
特に、公の場で特定の人種・民族・宗教・
性別・職業・身分に属する個人や集団に対しての、極
端な悪口や中傷のことです。

2016年法務省は「ハイトスピーチ対策法」を成立
しました。この法律は、憲法が保障する「表現の自由」
によって、罰則や禁止規定がない理念法ですが、自治
体に働きかけることや裁判時の判決に影響がでること
が期待されています。



名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央
5番町19番地
Navarie2階
名張市市民情報交流センター内



Tel 0595-63-5336
Fax 0595-63-5326

e-mail danjo-center@emachi-nabari.jp
<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。